

## 大分県立津久見高等学校硬式野球部後援会規約

(名称)

第1条 この会は、大分県立津久見高等学校硬式野球部後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、大分県立津久見高等学校(以下「津久見高校」という。)の教育方針に則り、津久見高校硬式野球部の強化と人材育成の支援及び津久見高校硬式野球部と小中学校野球部との交流等、「野球のまち津久見」の創生に資する事業を推進し、津久見高校並びに津久見市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 津久見高校硬式野球部の強化のための支援
- (2) 津久見高校硬式野球部OB会との共同事業
- (3) 津久見高校硬式野球部の広報活動
- (4) 津久見高校が主催する諸行事への協力
- (5) 小中学校野球部との交流事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当後援会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 後援会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 大分県立津久見高等学校硬式野球部後援会会則（昭和38年5月10日施行。以下「会則」という。）に基づく後援会会員で、この規約に基づく主旨に賛同するもの。
  - (2) 主旨に賛同する企業、団体及び個人
- 2 後援会に入会しようとする場合は、別に定める加入申込書を、会長に提出するものとする。

(役員)

第5条 後援会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局 若干名
- (7) 会計 1名

2 後援会に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 前条の役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその任務を行うものとする。
- 3 役員が任期中に、役員職を退いた場合は、後任者が補欠就任するものとする。ただし、補欠就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、後援会を代表し、その会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐して後援会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
  - (3) 理事は会務遂行についての意見を述べ、後援会の運営を補佐する。
  - (4) 監事は、会務の状況及び会計を監査する。
  - (5) 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理する。
  - (6) 事務局は、事務局長を補佐し、会務を処理する。
  - (7) 会計は、全ての会計を処理する。
- 2 名誉顧問及び顧問は、会議に出席し、又は会長の諮問に応じて後援会の運営等に関する意見を述べることができる。

(会議)

第9条 後援会の会議は、総会及び役員会とし、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は出席役員及び会員の過半数とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。また、委任状の提出により、表決を委任することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

第10条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、役員及び会員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃
  - (2) 事業計画及び予算の決定並びに決算の承認
  - (3) 役員選任
  - (4) 本会の解散
  - (5) その他、役員会において必要と認められた事項
- 2 定例総会は、年1回開催し、臨時総会は、役員会が特に必要と認めた場合及び会員の3分の1以上の同意があった場合に開催することとする。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条各号に掲げる者で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 後援会の運営に必要な細則の制定及び改廃
- (2) 総会に付議すべき議案

- (3) 総会で議決を必要とする事項で、緊急を要する事項
- (4) その他、会長が必要と認められた事項

(経費)

第12条 後援会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

2 後援会の会計年度は、6月1日から翌年の5月31日とする。

(会費)

第13条 会費の納入は、総会の議決を経て定めるものとする。

2 会員の年会費は、個人会員1口3,000円、企業団体会員1口10,000円とする。

(監査)

第14条 会長は、会計年度終了後、収支決算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、監査を終えたときは、意見書を付して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前2項の事項を総会に提出し、承認を受けなければならない。

(規約の改廃)

第15条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、改正又は廃止することができない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、後援会の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成28年5月29日から施行する。